

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成30年4月13日

奈良県知事 荒井 正吾

### 第1 入札に付する調達の内容

#### 1 入札物件

奈良ボランティアネット関連パソコン等の更新にかかる借入れ

#### 2 入札物件の数量及び特質

奈良ボランティアネット関連パソコン等 一式

#### 3 借入期間

平成30年6月1日から平成35年5月31日まで

#### 4 納入場所

##### (1) 奈良県青少年・社会活動推進課

奈良市登大路町30 奈良県庁主棟1階

##### (2) 奈良県総合ボランティアセンター

橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター2階

##### (3) 奈良県協働推進センター

大和郡山市満願寺町60-1 奈良県郡山総合庁舎4階

#### 5 入札方法

入札は、1箇月当たりの借入金額（物件の搬入・設置・調整及びこれに付随する作業に要する経費、保守点検に要する経費、動産総合保険の加入に要する経費など仕様書に記載する業務に関する一切の経費を含む。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（7）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書類の提出期限の最終日から入札までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者

- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目O1の「賃貸業務」で登録している者であること。
- (7) 過去5年間（平成25年度から平成29年度までの間）において、国又は地方公共団体と、この借入れ契約内容と同等と県が認める履行実績を有している者

### 第3 入札書の提出場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課（県庁主棟1階）  
電話（直通）0742-27-8715
- 2 入札説明書の交付方法等
  - (1) 交付方法
    - ア 第3の1「契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先」に示す場所においての交付
    - イ 奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課のホームページからのダウンロード  
<http://www.pref.nara.jp/item/195294.htm>
    - ウ 奈良県総務部情報システム課のホームページからのダウンロード  
<http://www.pref.nara.jp/10452.htm>
  - (2) 交付期間  
平成30年4月13日から平成30年4月26日まで（第3の2（1）交付方法のアに示す方法による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時～午後5時まで）
- 3 入札説明会  
実施しません。
- 4 入札の日時及び場所  
平成30年5月10日 午後2時  
奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟6階）

### 第4 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金  
免除します。
- 3 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額を契約保証金とします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除します。
- 4 入札者に要求される事項
  - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示すとおり、平成30年4月26日午後5時までに一般競争入札参加資格確認申請書類を第3の1「契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先」に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
  - (2) 上記（1）の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。
  - (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 6 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 7 契約書作成の要否  
要します。
- 8 手続における交渉の有無  
有（入札説明書で示す一般競争参加資格申請の手続が必要です。）
- 9 契約の不締結  
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者も含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人に当たってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下、同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしているとき。
  - (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - (5) 上記（3）、（4）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下、「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - (7) この契約に係る購入契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかつたとき。
- 10 契約の解除  
契約締結後、契約者について9の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届けなかつたと認められるときは、契約の解除をすることがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、9の（1）、（3）、（4）及び（5）中、「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。
- 11 その他  
詳細は、入札説明書によります。